

令和8年2月12日

令和8年第1回岬町議会臨時会

第1日会議録

令和8年第1回（2月）岬町議会臨時会第1日会議録

○令和8年2月12日（木）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場 議場

○出席議員 次のとおり10名であります。

1番 大里 武智	2番 欠 員	3番 欠 員
4番 中 原 晶	5番 竹 原 伸 晃	6番 奥 野 学
7番 道 工 晴 久	8番 谷 地 泰 平	9番 谷 崎 整 史
10番 出 口 実	11番 瀧 見 明 彦	12番 坂 原 正 勝

欠席議員 0名、欠 員 2名、傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	まちづくり戦略室 企画政策推進監	寺 田 武 司	
副 町 長 中 口 守 可	まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新 堀 満	
副 町 長 上 田 隆	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	寺 田 晃 久	
教 育 長 古 橋 重 和	総務部理事 兼総務課長	南 大 介	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川 端 慎 也	総務部理事 兼財産改革部理事	谷 卓 哉
総務部長 会計管理者	西 啓 介	しあわせ創造部総括理事	辻 里 光 則
財政改革部長	内 山 弘 幸	しあわせ創造部理事 (保健センター担当)	川 井 里 香
しあわせ創造部長	松 井 清 幸	兼保健センター所長 都市整備部理事 (建築担当)	佐々木 信 行
都市整備部長	小 坂 雅 彦	兼建築課長 都市整備部総括理事 (産業観光促進・ 新たなみさき公園担当)	吉 田 一 誠

教育次長兼指導  
課長 松 井 文 代

都市整備部理事  
兼産業観光促進課長 新 保 太 基  
(観光推進担当)

まちづくり戦略室理事  
(秘書・政策推進担当) 川 島 大 樹  
兼町長公室(秘書担当) 課長  
兼企画政策推進担当(政策推進担当) 課長  
まちづくり戦略室理事 廣 田 尚 司  
(人事担当)

下水道事業理事 奥 田 敏 幸

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 松 本 啓 子

議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会期

令和8年2月12日(1日)

○会議録署名議

1 番 大 里 武 智      4 番 中 原      晶

---

#### 議事日程

- |               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| 日程第 1         | 会議録署名議員の指名                        |
| 日程第 2         | 会期の決定                             |
| 日程第 3 議案第 1 号 | 専決処分の承認について(令和7年度岬町一般会計補正予算(第9次)) |
| 日程第 4 議案第 2 号 | 令和7年度岬町一般会計補正予算(第10次)について         |
| 日程第 5 議案第 3 号 | 動産の取得について(住民情報システム)(追認)           |
| 日程第 6 議案第 4 号 | 動産の取得について(リモートデスクトップシステム)(追認)     |

(午前10時00分 開会)

○坂原正勝議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和8年第1回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は10名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下、関係職員の出席を求めています。

なお、本臨時会より配席の一部を変更しております。内容につきましては、本日お配りしている議場配席図にてご確認ください。

これより本日の会議を開きます。

---

○坂原正勝議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

1番、大里 武智議員、4番、中原 晶議員にお願いします。

---

○坂原正勝議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日2月12日の1日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日2月12日の1日と決定しました。

それでは、本臨時会の開会にあたり、町長からあいさつを求められていますので、これを許可します。

田代町長。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和8年第1回岬町議会臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、国においては、先月23日に衆議院が解散されてから2月8日の投開票まで16日間という戦後最短となる国政選挙が行われました。あわせて、大阪府においては、知事の辞職に伴う

選挙も実施され、非常に短い準備期間の中での選挙にもかかわらず、ご理解を賜りました住民の皆様、そして、寒さ厳しい中、選挙事務に関わっていただきました関係者の皆様に改めて心より御礼申し上げます。本町としましては、今後につきましても、国、大阪府等の関係機関の動向について引き続き注視するとともに、本臨時会においても、この後ご審議をお願いしておりますが、物価高騰対策など、町民の皆様が直面している待ったなしの課題につきましても、可能な限り速やかに、そして手厚い支援ができるよう、事業を進めてまいりたいと考えておりますので、議会の皆様におかれましても、引き続きご理解、ご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げます付議事件でございますが、令和7年度岬町一般会計補正予算（第9次）に係る専決処分の承認についてが1件、令和7年度岬町一般会計補正予算（第10次）についてが1件、岬町住民情報システムの動産の取得に係る追認についてなど、事件案件が2件、以上、議案4件でございます。

何とぞよろしくお願い申し上げますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 町長のあいさつが終わりました。

---

○坂原正勝議長 日程第3、議案第1号「専決処分の承認について（令和7年度岬町一般会計補正予算（第9次））」についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 日程第3、議案第1号「専決処分の承認について（令和7年度岬町一般会計補正予算（第9次））」をご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙と大阪府知事の辞職に伴う大阪府知事選挙が執行されることとなったことから、それぞれの執行経費に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月16日付で専決処分をしたものでございます。

なお、衆議院議員総選挙につきましては、令和8年1月10日付で、総務省より、衆議院の解

散に伴う総選挙の準備を進めるよう通知があったこと、大阪府知事選挙につきましては、令和8年1月16日に、大阪府知事より、府議会議長に辞職届が提出されたことから、令和8年1月16日を専決日としたものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,491万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億4,192万5,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照願います。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

府支出金といたしまして、衆議院議員総選挙執行委託金1,469万9,000円と、大阪府知事選挙執行委託金1,021万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、9ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、大阪府知事選挙費1,021万9,000円と、衆議院議員選挙費1,469万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

主な内容といたしましては、大阪府知事選挙事務に必要な経費といたしまして、期日前投票や投開票作業等に必要な報酬及び職員手当等の合計434万2,000円を、ポスター掲示場設置・撤去業務や広報配布等に必要な委託料の合計215万円を、投票用紙交付機の購入のための備品購入費114万9,000円を、衆議院議員選挙事務に必要な経費といたしましては、期日前投票や投開票作業等に必要な報酬及び職員手当等の合計756万9,000円を、入場整理券等の発送や選挙機器点検等に必要な役務費の合計162万5,000円を、ポスター掲示場設置・撤去業務や広報配布等に必要な委託料の合計286万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 委員会付託がありませんので、ちょっと細かいことになるかもしれませんが、お尋ねいたします。今頃になってこんなことを聞くのは失礼かもしれませんが、専決処分とい

うことで、よく出てくる専決処分というのは、例えば事故を起こしてその補償をするというようなことで、金額が確定した後に、50万円以下であればというようなことがよくあるんですけれど、この選挙に関しては、先ほど説明があったとおり、1月10日に総務省通知があったと、これは土曜日ですね。本当に職員の皆さんは大変だったろうと思うんですが、1月16日の専決ということで、これは確定的な数字にはならないわけなんですよね。ですので、これはまた専決として本日上程されておりますが、この後に、会計上かかったもの、かからなかったものということで、不用額とか、そういう処理がされるのか、それはどんなふうに反映されるのか、私たちは決算でしか知ることができないということになるのか、お聞きしたいというのが1点目です。

それから、大阪府知事選挙と衆議院選挙両方に人材派遣業務委託料というのが計上されております。私は毎回細かいところまであまり点検できていないという点があつて申し訳ないんですけど、この人材派遣業務委託料というのは、こういう選挙に当たって毎回計上されているものなのか、想像するには、投票所での立会いの作業や受付だとか、そういうところに人が足りないときに人材派遣をお願いしたりするのかなとか想像していたんですが、この人材派遣業務委託料というのはどういうものに充てられるのか、当てられたのか、その辺りについてお聞きしたいということ。

それから、これまでは期日前投票なんかの立会人で若い皆さんを中心に、ぜひ立会人をやっってくださいと募集をかけていたと思うんですけど、今回はそういうことはありませんでしたと私は記憶しているんです。思ってるんです。それは時間的なことでできなかったということなのか、できれば、選挙に関心を持っていただくという点で始められたわけですから、今回についてもできるならばやったほうがよかったんじゃないのかなと思ってるんですけど、その点についてはいかがか、お聞きしておきたいと思います。お願いします。

○坂原正勝議長 答弁を求めます。

南理事。

○南総務部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の専決のことでございますが、専決につきましては、地方自治法第179条の専決と、第180条の専決がございまして、今回につきましては、議案書に書いていますとおり、第179条に基づく専決でございます。本来は議会の議決をいただく必要がございますが、時間的余裕がない場合等につきましては、町長において専決処分を行うことができるということになっておりますので、それでさせていただきます。

第180条の専決につきましては、そもそもこれは専決処分をしても良いと議決をいただいたものを専決処分させていただいているという違いがございます。

今回につきましては第179条の専決ということで、予算を編成することを専決させていただいたということになりますので、あくまで1月16日時点で選挙を執行するための予算を専決させていただいたということでご理解ください。

また決算につきましては、これから執行しましたものを決算として上程いたしまして、決算の時期に報告させていただくこととなります。

2点目の人材派遣業務委託料につきましては、今回、先ほど町長からもございましたとおり、解散から選挙まで非常に短い準備期間での選挙となりましたことから、投票日当日につきまして、投票事務に係る人材を職員では賅い切れないんじゃないかなということが想定されましたので、今回、人材派遣をお願いしてはどうかということも検討させていただく中で予算を計上させていただいたということがございます。

今回、何とか職員のほうで応援をお願いして賅うことができたので、人材派遣業務というのは実際は使わなかったんですけども、そういったことで計上させていただきました。

普段は人材派遣業務につきましては計上させていただいておりません。今回初めて出てきたということがございます。

最後の期日前投票立会人の公募につきましては、先ほど申しましたとおり、非常に準備期間が短く、解散したときには知事の選挙が始まっておりましたので、本来は公募して募集するところですけども、今回は公募する期間がなかったということで、現在登録制を取っております。一度登録していただいた方に声をかけさせていただいておりますので、今回は新たな公募なしに登録者の中から立会人を選定させていただいたということになっております。時間があれば、当然、公募はさせていただいてると思うんですけども、今回は時間がなかったということでご理解いただきたいと思っております。

○坂原正勝議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 私のほうからも2点ほどお伺いさせていただきたい点がございます。

今回、衆議院議員選挙と大阪府知事選挙、同時の選挙というところで、予算の中でも多くのものが費用的には多分案分されて計上されているかと思っております。その中で、節で言ったら13の使用料及び賃借料、ここで個人演説会施設使用料が両方に計上されているんですけども、ほかを

見ると、基本的には衆議院議員選挙のほうが金額的には割合が高いんですけど、これだけが大阪府知事選挙のほうの割合が高いので、これについて、もう少し詳細にご説明をいただきたいというところが1点。

それと10ページ、大阪府知事選挙の17、備品購入費の機械器具費、こちらは衆議院選挙のほうでは特に計上されていなくて、大阪府知事選挙だけに計上されているんですけども、この機械器具費、何を購入されたかと、これは特に案分する必要はなかったのかという点についてご説明をお願いします。

○坂原正勝議長 答弁を求めます。

南理事。

○南総務部理事 谷地議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の個人演説会施設使用料につきましては、知事選挙が15万円、衆議院選挙が10万円ということで、知事選挙のほうが高くなっている理由ですけども、個人演説会施設使用料につきましては、公職選挙法に基づく公営施設の個人演説会の使用料ということで、公費負担することになっておりますので、その分になります。こちらにつきましては、予算の計算上、1日当たり幾らというような形で予算を見込んでおまして、知事選挙につきましては、衆議院議員選挙と比べて選挙期間が長いことで知事選挙のほうの金額が大きくなっています。

もう1点の機械器具費につきましては、知事選挙のみの計上でございます。こちらにつきましては、投票用紙の交付機を購入しようというものでございまして、通常、衆議院選挙のみでありましたら、小選挙区、比例代表、国民審査と3票になるんですが、同じ日に知事選挙が実施されるということで、さらに知事選挙も入って4票の交付となりますので、3票の選挙というのは衆議院でよくあるんですけども、4票の選挙というのはなかなかないことでございますので、交付機が不足する事態でございますので、知事選挙が行われるため交付機が不足するというので、知事選挙でのみ計上させていただいているということでございます。ちなみに交付機は3台購入を予定しております。

○坂原正勝議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

大里議員。

○大里武智議員 私からも2点ほど聞かせていただきたいんですけども、コミュニティバス負担金、大阪府知事選が2万1,000円、衆議院選挙が2万2,000円、往復でそれぞれ100名ずつの計算になるのかなと思うんですけども、今までの実績で計算してあるのか、今後これから増

えてくるという見込みで計算しているのか。

それと、この負担金、コミュニティバスに乗ったら無料になるというのはどこで周知されているのか、住民さんにもっと知ってもらいたいと思う点がありまして、聞かせていただきます。

それともう一つ、今回よかったなと思うんですけども、子どもたちと一緒に投票に行きませんか、子どもたちにシールをくれると、これは別の予算を取っているのか、その3点だけお願いします。

○坂原正勝議長 南理事。

○南総務部理事 大里議員のご質問にお答えいたします。

コミュニティバス負担金につきましては、期日前投票に来られる際の往復に使われたコミュニティバスの運賃につきまして無償化するというような制度でございます。こちらの計算につきましては、基本的には今までの実績をベースに計算をさせていただいているところでございます。ちなみに今回利用されたのが、今のところ、まだ確定ではないんですけども、推測で37名ぐらい使用されています。令和7年の夏の参議院選挙からこちらの制度を始めまして、参議院選挙のときは80回利用されております。その次の町長選挙につきましては68回利用されているという実績がございましたので、そこをベースに計上させていただいたというところでございます。

周知につきましては、期日前投票所での周知、あとコミュニティバスの中にポスターと言いますか、看板を設置させていただいて、そちらで周知させていただくのに併せまして、町のホームページ、あと公式LINE、それに町が発行しました選挙のお知らせ、入場整理券でも周知をさせていただいたというところでございます。

2点目のシールにつきましては、こちら投票所に18歳未満の子どもさんと訪れた際に、子どもさんにシールをお渡ししているということで、次世代の選挙人が投票に行きやすくする環境の一助になればということで始めた事業でございます。

こちらの予算につきましては、特に計上はしておりませんで、シールと言いますのは、岬町のマスコットキャラクター「みさっきー」のシールでございます。本町の産業観光促進課に置いていますシールを活用させていただいて、今回配布をさせていただいたというところでございます。

こちらにつきましては、産業観光促進課で作っているシールを配布させていただいたということで、今回在庫がなくなってしまいまして、周知は在庫限りということでさせていただいたんですけども、予想に反して、期日前投票に投票者が来られたということで、期日前投票でかなりシールを使ってしまいまして、当日ない投票所もあったということで、今回、ご迷惑をおかけ

しましたということは、この場をお借りしておわび申し上げます。

○坂原正勝議長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑等ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 正確に先ほどの答弁を理解したいので確認しますが、期日前投票の折にコミュニティバスを利用すると無料になるということで、非常に良い制度だと思いますが、お答えの中で、今回、推測37名と、その前の実績については「回」とお答えになったんです。80回、68回とお答えになって、今回37名ということは、37掛ける2で解を出すのか、単位が違うので、正確にお聞きしておきたいなと思います。お願いします。

○坂原正勝議長 答弁を求めます。

南理事。

○南総務部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

今回の選挙につきましては、まだ実数が確定しておりませんので、今、37人と申し上げたのは、期日前投票所において、帰りのバスにつきましては期日前投票所で無料乗車券をお配りしているということでございます。ですので、その無料乗車券をお配りしたのが37人ということで、来られる際に乗った方につきましては、後日、バスの運行会社から報告ということになりますので、おおむねその程度になるのかなと思います。

令和7年参議院議員選挙と町長選挙において「回」と申し上げたのは、バス運行会社から報告があった数字が全部で80回乗られたということでございますので、人数のほうは把握はできないんですけども、回数で答えさせていただいたということでございます。

○坂原正勝議長 中原議員。

○中原 晶議員 ということは、今後も正確な回数はバスの運行会社からの報告を受けてということになるのかなと思うんだけど、予測としては37人の方なので、通常は往復利用されるかなと思うので、掛ける2となる、その数字が近いなと理解すればいいということですね。うなずいていただいているので結構です。ありがとうございました。

○坂原正勝議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 満場一致であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○坂原正勝議長 日程第4、議案第2号「令和7年度岬町一般会計補正予算（第10次）について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 日程第4、議案第2号「令和7年度岬町一般会計補正予算（第10次）について」をご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和7年11月21日に閣議決定された総合経済対策に基づき拡充された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した食料品等の物価高騰による負担を軽減するための住民生活支援金の給付と、同じく総合経済対策に基づき物価高の影響を強く受けている子育て世帯に対する物価高対応子育て応援手当の支給に係る経費について計上するものでございます。

まず、住民生活支援金につきましては、拡充された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活者に対する食料品等の物価高騰への支援として、全住民を対象に、1人当たり5,000円の現金給付を行うものです。加えて、65歳以上の高齢者を対象に、1人当たり5,000円の加算給付を、また、19歳から64歳までのいわゆる現役世代を対象に、1人当たり5,000円の加算給付をそれぞれ行うものでございます。

今回、国において拡充された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰支援策としては、各自治体において様々な施策が予定されているところですが、本町におきましては、食料品等の物価高騰が続く中で住民の皆様が必要と思われるものの購入にいつでも活用していただけるよう、現金給付による支援としたものでございます。

次に、物価高対応子育て応援手当につきましては、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校3年生までの子どもを対象に、1人当たり2万円の現金給付を行うものでございます。

また、対象となる方へ迅速に給付するため、早急に事務処理に着手する必要があることから、本補正予算につきましては、今般の臨時会の議案として上程させていただいたものでございます。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、補正予算の概要についてご説明させていただきます。議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております補足説明資料と併せてご参照願います。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,358万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億2,550万6,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、8ページ、9ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、物価高対応子育て応援手当の給付に係る財源として、物価高対応子育て応援手当補助金3,157万5,000円を、住民生活支援金の給付に係る財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（住民生活支援金事業）1億3,582万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金といたしまして、本補正予算の編成に必要な財源として1,618万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、10ページ以降に記載しておりますので併せてご参照願います。

総務費といたしまして、1億5,200万6,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、食料品等の物価高騰による負担を軽減するための住民生活支援金として全住民を対象とした一律5,000円の給付分と、年齢を基準とした5,000円の加算給付分の合計で1億3,350万円と、給付に必要な住民生活支援金システム導入委託料や人件費等の事務費の合計1,850万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費といたしまして、3,157万5,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、物価高の影響を強く受けている子育て世帯への支援として、対象の子ども1人当たり2万円の給付となる物価高対応子育て応援手当3,100万円と、給付に必要な通信運搬費や人件費等の事務費の合計57万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、4ページをご参照願います。「第2表 繰越明許費」をご覧ください。

事業の進捗により翌年度に繰越しが見込まれる事業といたしまして、物価高騰対応重点支援事業費（住民生活支援金）ほか3事業を計上いたしております。

なお、繰越限度額につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 結構な数の質問があるので、1つずつお伺いさせていただきたいと思います。

今回の件は物価高騰対策というところで、高齢者の方、子育て世帯を含め広く住民さんに給付されるというところで、非常に良い施策だと思っています。その中で、ちょっと細かい部分になってくるんですけども、お伺いしたい点は、これからかもしれないですけど、まず手続の方法がどういったものなのか、実際には住民に何かしらの通知を出して、そこで確認書か何かやるのかなと思うんですけど、その辺、分かる範囲でご回答いただければと思います。

あと、住民さんへの周知をそれぞれどういうふうな方向でされるのかということと、あと、今回、年齢によって給付額が変わってくる、特に子育て世帯は高校生世代までになるんですけども、給付が年度をまたぐ可能性があるとのこと説明もありましたので、基準日、いつ時点で高校生までというところ、基準日がどういった時点になるのか、まずこの点について回答をお願いします。

○坂原正勝議長 寺田政策監。

○寺田まちづくり戦略室企画政策推進監 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、手続の方法ですが、この議会で予算が可決されましたら、まず初めに取りかかるのがシステムの導入になります。通知については、通常ではプッシュ型を基本として考えておるんですけど、住基の標準化とか、システム会社さんの都合等もございまして、一度そういうお話をさせていただいたんですけど、システム改修にどれぐらいの期間がかかるのか不透明な点がございまして、我々としましても早期の実施に向けて打合せ等を進めていくんですけど、具体的な通知の日とか、そういうものは現在のところまだ決まっていないような状況でございます。

周知につきましては、先ほど申しましたとおり、プッシュ型を基本として、個人の世帯主に通知するのと、まず要綱等で、対象者、また申請期日とか、金額とか、そういうものにつきましては、LINE、ホームページ、広報紙、あらゆる情報手段を活用しまして周知していくことを考

えております。

基準日のご質問なんですけど、一定継続して岬町に住民票を置いていただく方を対象にしたいなというのが現在考えておるところでございます、例えば、1月1日から3月末までずっと住民票を置いて、そういう方を4月1日を基準日として対象者とするような案を現在考えております。ただ、こちらにつきましても、システム導入の期日によりまして、若干後ろにずれたりとかする可能性がありますので、ただできる限り早期実施に向けて取り組んでいく所存でございます。

○坂原正勝議長 松井部長。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

今、寺田企画政策推進監からは、主に住民生活支援金の部分の回答だったと思います。私からは、物価高対応子育て応援手当の部分についての質問も兼ねているということですので、それぞれ、手続、周知、基準日についてお答えをさせていただきます。

まず、この物価高対応子育て応援手当については、高校生年代までの平成19年4月2日から令和8年3月31日までにお生まれの方の児童が対象となっております。

手続につきましては、児童手当を受給されている方については、原則プッシュ型で、申請手続が不要ということでございます。ただ、公務員の方につきましては、振込先が分からないということですので、申請手続が必要となってきます。

周知につきましては、ホームページ、公式LINE、また各戸配布と対象者への郵送でもって周知をさせていただこうと思っております。

○坂原正勝議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 回答ありがとうございます。

基準日について、もう少し詳しくお伺いさせていただきたいんですけども、特に物価高対応子育て応援手当給付金についてなんですけど、先ほど、生まれた年を範囲として定めてという回答をいただいたんですけども、恐らくこれは今年の3月31日時点で高校生までの人が対象になると、今、うなずいていらっしゃるの、そういった方が対象になると思うんです。あとは、支給が4月をまたぐとなった場合に、大学進学とかで転出される方の可能性が出てくるかなとは思っているんですけども、そうなった場合に、実際、住民票が場合によっては岬町になくなってしまふ、基準としては今時点では満たしているけれども、支給の時期によって転出等が発生したら支給対象でなくなるということも考えられるか、その辺はどういった対応になるかというのをご回答いただきたいのと、あと周知方法についてなんですけれども、今はまだ細かくは決まっ

ていないというところで、ホームページとか広報紙、いろんな媒体を介して住民さんにしっかりと周知をしていくというご回答をいただいたんですけども、予算の補足説明を見ていると、物価高対応重点支援事業のほうには、印刷製本費のところは封筒だけが記載されているんです。43万3,000円。だけれども物価高対応子育て応援手当支給事業、こちらには印刷製本費7万3,000円、チラシと封筒と書いているんです。となったときに、これは物価高対応子育て応援手当給付事業について何かしらチラシを作成する予定をされているのかなと思ったんですけども、逆に物価高騰対応重点支援事業ではチラシ等は特に作成する予定はないのか回答をいただきたい。

あとは追加で、この2つの給付事業の違いとして、物価高騰対応重点支援事業のほうでは電話設置工事というのが含まれているんです。これに伴って通信運搬費、これに電話代が入っているんですけども、逆に、物価高対応子育て応援手当支給事業のほうにはそれが含まれてない違いについても説明をお願いします。

○坂原正勝議長 松井部長。

○松井しあわせ創造部長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

先に回答させてもらった部分について、不備がございまして大変申し訳ございません。年齢部分で説明をさせていただきましたが、基準日につきましては、令和7年9月分の児童手当の支給対象ということで、その支給された自治体において、今回、物価高対応子育て応援手当が支給されるということでございます。ですので、その時点で支給された方、令和7年9月に児童手当を支給された方が対象となるということでご理解をしていただけたらと思います。

○坂原正勝議長 寺田政策推進監。

○寺田まちづくり戦略室企画政策推進監 谷地議員の2点目のご質問の補足資料3ページの印刷製本費43万3,000円（封筒）の件についてご回答申し上げます。

チラシを作成しないかという点でございしますが、こちらにつきましては、担当課でチラシを作成して広報する予定としております。

もう1点の電話設置工事でございますが、物価高騰対応重点支援事業費（住民生活支援金）につきましては、まず執務をする部屋をつくって、そこで電話回線を引きながら、集中的に取り組むための問合せ等に係る電話設置等の費用になります。

○坂原正勝議長 松井部長。

○松井しあわせ創造部長 先ほどの答弁にもう少し補足をさせていただきます。令和7年9月の受給ということを申し上げましたけれども、そうすれば、令和7年10月1日以降に出生された方

はどうなるのかということにつきましては、岬町の住民で、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生された児童の保護者に対しても支給対象となります。ただ、その分につきましてはプッシュ型ではなくて、申請を必要とするということになります。また、これに該当する方につきましては、また丁寧に対象者の方に周知等も考慮しながら、漏れのないように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○坂原正勝議長 谷地議員、今の答弁で答弁漏れはなかったですか。いいですか。

では、次3回目ですよ。谷地議員。

○谷地泰平議員 いろいろ細かいところについて説明ありがとうございます。

先ほど、松井部長がおっしゃったとおりで、基準日によって結構支給対象者が変わってくるし、この辺、自分が支給対象かどうかの判断がなかなかややこしいので、その辺、支給漏れがないようにだけはしていただきたいというところになります。特に先ほどの10月以降に出生された方、これはプッシュ型ではなく、申請制になるので、そうなった場合に、先ほど質問させてもらった住民への周知が非常に大事になってきますので、先ほどの寺田政策監のお話だと、恐らく、物価高対応子育て応援手当だけではなくて、物価高騰対応重点支援事業の部分についてもチラシを作られるのかなど、この補足説明資料にはないけれども、そっちで作るのかなとは思うんですけども、それはそういった認識でいいのかという部分、これはまた回答いただきたいというところと、あと、先ほどの電話設置工事についてなんですけれども、当然こういった支給事業は結構複雑なので、住民さんからの問合せ等々が多数発生することから、物価高騰対応重点支援事業のほうでは予算計上して、コールセンターを設置して対応するということなんですけれども、この問合せに対しては、物価高対応子育て応援手当の問合せも受け付けられるような形を想定しているのか。

あと最後に、今回、この給付に係る費用の多くは国からの交付金を活用するところなんですけれども、一般財源として財政調整基金から1,600万円ほど繰入れをされています。これが何に使われるか。恐らく、住民生活支援システム導入委託料とか、その辺の改修費用の一部は町のほうで負担しなきゃいけないことになるのかなと思うんですけども、住民生活支援システム導入の改修内容についても併せて回答をお願いします。

○坂原正勝議長 ただいまの質問に対して答弁を求めます。

寺田政策推進監。

○寺田まちづくり戦略室企画政策推進監 谷地議員のご質問にお答えします。

まず、この2つの事業なんですけど、基本的には支給日が異なってくると思いますので、別で

チラシを作成する方向で現在進めております。

2点目のコールセンターの件につきましても、時期が違いますので、別々というか、住民生活支援金に対するコールセンターを設置するという事で現在考えております。

3点目のシステム導入の具体的な内容なんですけど、まず、対象者を選ぶ、それと申請書をつつとか、給付管理、申請書の作成とか、通知に関する部門、あと実績というんですか、申請いただいた方のデータの管理とか、住基から基準日を設けて対象者を抽出する必要がありますので、その辺の一連の管理を、まずシステムで導入して、把握に努めるというところになります。

○坂原正勝議長 内山財政部長。

○内山財政改革部長 今回の補正予算で計上している財政調整基金の繰入ですけれども、こちらにつきましても、物価高騰対応重点支援事業の分の財源とお考えいただければと思います。

こちらにつきましても、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をおおむね活用している事業なんですけれども、トータルで1億5,200万6,000円の事業費ということになっているんですけれども、その事業費のうち、交付金が充当されている金額としましては、1億3,582万6,000円、その残りが財政調整基金を活用しているというようなことでご理解いただければと思います。

○坂原正勝議長 ほかにございますか。

瀧見議員。

○瀧見明彦議員 1点お伺いいたします。事務処理に関してお伺いしたいんですけども、議案書等を見せていただくと、会計年度任用職員とか、一般職超過勤務手当等のはのっているんですけども、外部委託の部分がないということは、全て事務処理に関しては、一般職員及び会計年度任用職員で賄われるような予定でございますでしょうか、ご答弁をお願いします。

○坂原正勝議長 寺田政策推進監。

○寺田まちづくり戦略室企画政策推進監 瀧見議員のご質問にお答えさせていただきます。

予算の計上では、議員がおっしゃったように、会計年度任用職員、また職員の超勤で基本は対応するんですけど、コールセンターとか、データ入力とか、そういうものは会計年度任用職員さんにお任せさせていただいて、あとシステム構築とか、給付に関する事務的な基本的な設計につきましても、担当の職員が実施するという形で進めております。

また、我々企画部門だけでは全世帯にいろんなパターンで給付するというのはなかなか難しいので、プロジェクトチーム的なものをつくりまして、それぞれの部署から、例えば住民課とか、契約担当部署とか、それぞれいろんな部署から人材を派遣させていただいて、プロジェクトチーム

の中で処理していこうかと、現在そういう形で考えております。

○坂原正勝議長 瀧見議員。

○瀧見明彦議員 プロジェクトチームを発足して対応されるということなんですけども、一番懸念されるのは給付の遅延だと思うんです。そういうことに関しまして、まず一般的に考えて、事務が大量にたまって遅延を発生しないのかというようなことが一番懸念されるんですけども、それに対して、例えば、一時、非常に大量の未処理のものがたまったりした場合の対応等は考えておられますでしょうか。

○坂原正勝議長 寺田政策推進監。

○寺田まちづくり戦略室企画政策推進監 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

確かに、世帯で言いましたら、7,000世帯から約8,000世帯ぐらいの方を対象に、一斉に通知書を送付するという作業が出てきます。ただ、その中でもシステムによってある程度事務が軽減されると、大量に出るには出るんですけど、システムで軽減されると考えております。

まず遅延が発生しないように、できる限り早期にシステム改修、また事業のスキームを構築しまして、かなりの職員がこの事業に関わってくるとは思うんですけど、その中で、住民さんにご迷惑がかからないように事務処理等に努めたいと考えております。

○坂原正勝議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 まずは国からの交付額、総額について確認するんですけども、予算書からすると、岬町に交付された額は1億6,740万1,000円と、そういうふう理解したらいいのかという点が1点目です。

それから、今回は幅広く支援をというお考えに基づいて、現金給付というご提案ですが、もう少し早くこのご提案はできなかったのかということについて、2点目のお尋ねをしたいと思うんです。ほかの自治体ではかなり早い段階で、昨年中に議会で提案されてということも多くお聞きしておりますので、この時期、致し方なかったということは考えますし、金額といろいろどういいう支援がいいのかということ考えたときに、一定の時間が必要だということも理解はするんですが、この時期にしかならなかったのか、もう少し早くできなかったのだろうかということについてお聞きしておきたいと思えます。

それから、基準日のことなんですけども、物価高騰対応重点支援事業費ということで、先ほどの谷地議員の質問に対する答弁をお聞きしておりまして、継続して岬町に一定期間在住していただい

ている方に受け取っていただきたいというようなご答弁がありました。ということは、それもそのシステムの中にそのことも加味してシステム改修というか、導入を行うということであるのか。基準日は今のところ全く分からないという事情については理解しましたが、システム導入の改修の中身に、一定期間岬町に在住しているという概念を含むということなのか、私の理解が不十分で申し訳ないんですが、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、コールセンターのことですけれど、物価高騰対応重点支援事業に係るコールセンターについては、電話設置工事を10万6,000円で行って問合せを受けると、これは、どれぐらいの期間、コールセンターを設置しておくお考えか。それから、工事費に10万6,000円って、私は個人の家の設置工事というか、電話の設置のことしかイメージできないので、何だか高いような気がするんですけど、こんなものなのかなというところも参考にお聞きしたいのと、電話の台数とか、回線の台数、そういったことも関係するのかもしれませんが、今のところ計画されている中身についてお聞きしたいと思います。

それから、重点支援事業費、19歳以上で合計1人1万円ということですが、これはコールセンターを設けると、子育て応援手当支給事業費については、コールセンターは特に設けないということですが、問合せについては子育て支援課が受けるということでもいいのかどうかお聞きしたいということも併せてお願いしたいと思います。

それから、実際の振込時期のことなんですが、重点支援のほうは全く見えないということはそうだと思うんです。子育て応援手当については、実際の振込時期は、恐らく児童手当と同時期にということかなと思うんですけど、これについては、一定お答えがいただけるのではないかなと思っているんですが、実際の振込時期はいつか、子育て応援手当についてお聞きしておきたいと思います。

それから最後に、振込先の問題なんです。誰に振り込まれるのかということです。子育て応援手当については、実際に養育されている方というか、例えばDVとか、いろんな案件がありますから、その点についてはこれまでの様々な経験と努力を重ねられて、実際に対象になる方の子どもたちの保護者、養育者に振り込まれるということに恐らくなっているんだろうと思うんですが、重点支援のほうは世帯主かなと思うんです。本来は、対象になる一人一人に振り込まれるべきなんです。未成年の方については保護者に振り込まれるというのは分かります。ただ、重点支援については、一人一人に、その分お金がかかってしまうので、痛しかゆしというところではあると思うんですが、前に10万円給付がありましたけれど、あのときに世帯主に振り込まれたために弊害が生まれましたよね。同じ世帯に住んでいる世帯員に届かないと、渡されないとい

うことがありました。やはり個人それぞれに渡るべきだと考えているんですが、今回も世帯主ということであるのか、今後これについては改善していくべきだと思うんです。私だったら、うちの世帯主は多分夫かなと思うんですけど、夫の口座に振り込まれる、そこから私の1万円を夫から受け取るみたいな、何かもらうみたいな感じじゃないですか。それはおかしいんですよ、そもそも基本的な考え方として。それぞれ一人一人の個人でありますので、尊重されるべきですから、その考え方に基づく振込が行われてしかるべきだと思うんですけれども、その点についてのお考えについてもお聞きをしておきたいと思います。お願いします。

○坂原正勝議長 答弁を求めます。

内山財政改革部長。

○内山財政改革部長 私からは、臨時交付金の交付限度額と、あとは補正予算の編成時期についてご答弁をさせていただきたいと思います。

この臨時交付金の本町の交付限度額の総額ということですが、こちらにつきましては、1億8,111万3,000円ということになっております。そのうち、今回の補正では1億3,582万6,000円を計上させていただいておまして、残りにつきましては、令和8年度の当初予算で計上させていただきたいと考えております。

次に、補正予算の編成の時期ですけれども、よその団体ではもう既にこの物価高騰支援策についての補正予算が編成されているところがあるとは聞き及んでおります。そういった団体につきましては、先ほど申し上げた臨時交付金の交付限度額について、ある程度見込みの段階で事業の構築を始めたのかなと思っております。ただ、岬町の財政規模では、交付限度額は幾らなのかというところがやはり支援策を考える上で重要な要素になると考えております。その交付限度額が国の補正予算で成立したのが昨年12月16日ということがありましたので、今回の補正予算をお願いするというようなことになりました。

今後につきましては、やはり物価高騰対策については、迅速性を求められていると思いますので、その辺りは迅速に対応できるように、事務に努めてまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 寺田政策推進監。

○寺田まちづくり戦略室企画政策推進監 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず基準日の件でございます。先ほど谷地議員のときにもご答弁させていただいたんですけど、まず継続して岬町に住民票を置いている方を一定考えておまして、例えば、先ほども言いましたように、1月1日から3月31日までずっと住んでいて、翌4月1日を基準日にするというのが一つの案でございます。

こちらのシステム改修の導入につきましては、これを抽出するというのは住民情報システムからの抽出になりますので、システム改修でそのデータを抽出ということは、個別のシステムということで考えておりますので、そこを直接触りに行くという考えはございませんので、まず基準日を決めたら、そのデータを今の住基から抽出してもらって、そのデータを新たなシステムに入れるという考えで、そこは連携しないという形で現在考えております。

それと、2点目のコールセンター、問合せの期間のご質問だと思います。一応、金額については10万6,000円ということで、まず設置と撤去をリースで考えておりまして、3台用意するというように考えております。

期間につきましては、現在、まだ期間をお示しすることができないんですけど、プッシュ型というか、申請書の通知を送ったときにより混乱が生じますので、その期間は必ずコールセンターを設置すると、それまで例えば広報等で周知するに当たっては、企画のほうで住民からのご質問とか、問合せを受けるようにという考えで現在進めようとしております。

次に、最後の質問、例えば配偶者からの暴力等に係るような案件につきまして、世帯主じゃなくて個別に対応することでそういうことがなくなるというお話であったと思うんですけど、こちらにつきましては、郵送費の関係等もあるんですけど、まず通知を送る前に、個別の支給ということも考えておりまして、例えば、先ほど言いましたように、配偶者からの暴力等に係る住民生活支援金個別支給申請みたいなものを受け付けますみたいなことで、これは広報紙、いろんな機関との連携も必要になってくるんですけど、そういう場合は個別に対応しまして、今後、世帯主に送る場合は、個人情報に関係もあるんですけど、例えば、4人家族なのに、3人の通知をするような形で、現在そういうスキームにしようかなと思っておりますので、事前に、個別、いろんな事案がございますので、そういう方に対応できるような仕組みづくりに努めたいと考えております。

○坂原正勝議長 松井清幸しあわせ創造部長。

○松井しあわせ創造部長 物価高対応子育て応援手当に関してのご質問にお答えをさせていただきます。

支給時期につきまして、児童手当を受給されている方へのプッシュ型の振込時期につきましては、3月30日月曜日を支給日として考えております。また、申請が必要な方への支給につきましては、月末までに申請していただいた分については、翌月の末日をめどに支給する予定をしております。

物価高対応子育て応援手当の部分については、子育て支援課が担当として問合せ先となっております。

ります。

○坂原正勝議長 中原議員。

○中原 晶議員 幾つもお答えいただいてありがとうございます。

初めにお答えいただいた国からの交付限度額の残りについては、来年度の当初予算で計上ということでありました。それは、何て言ったらいいのか、町の財政はすごく幅広いものですから、この残りのお金、町のお財布から見たらそんなに大きな額ではないということになりましようけれど、その残りについては、これに充てますという形で予算計上をお考えなのか、全体の一般財源の中に放り込みますということなのか、その点について考え方をお聞きできればと思います。

それから、基準日についてお考えをお聞きしました。考え方については理解できました。基準日を、例えば4月1日にしたばかりに、その前までは在住していたのにとこのような方も対象にできるようにという設計を考えておられるということについて理解できました。具体的には、また基準日がいつになるのか、その考え方がどうなのかということは、ちょっとまだ先なのかなと思いますので、また分かり次第、いろんな広報等で周知、努力いただきたいなと思います。

それから、コールセンターの設置期間について先ほどお尋ねしていたんですけど、どれぐらいの期間、何か月間とか、そういうことを考えた上での予算の提案かなと思うんですが、その点についてはいかがか、お聞きしておきたいということ。

最後の振込先の問題です。個別の対応も、とりわけDVの被害を受けておられる方への対応についてもきちんとお考えになっているということは理解できました。ただ、それは当然のことであると思うんですけど、DV被害を受けていない人も含めて、個別にとするのが当たり前かなと思ってるんですけど、そこはどうなるのか、その点についてはもう一度お聞きしておきたいと思います。お願いします。

○坂原正勝議長 内山財政部長。

○内山財政改革部長 私からは、来年度の当初予算案のことについてのご答弁をさせていただきます。

残りにつきましては、来年度、令和8年度の当初予算で計上する予定と答弁させていただきましたけれども、こちらの臨時交付金につきましては、あくまで特定財源ということになりますので、事業の財源ということで計上させていただく考えです。

その事業につきましては、メインとなる事業としましては、水道料金の基本料金の減額、6か月分を全額減額するという支援策を今考えているところでして、それを令和8年度の当初予算で計上させていただきたいと考えております。

○坂原正勝議長 寺田政策推進監。

○寺田まちづくり戦略室企画政策推進監 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

コールセンターの設置期間になります。現在、我々は5か月程度を考えております。というのも、申請書を送りまして、3回程度給付を想定しておりますので、それと後処理の1か月ということで、5か月間を想定しております。

次に、先ほどの質問の中でもありましたように、申請の、配偶者からの暴力等に係る住民生活支援金、個別支給の条件になります。具体的に申請理由というところを現在考えておるのは、その他、これに準ずるような事情ということで、世帯主から受給が困難ということも想定しております。ただ、なかなか個別、その他になりましたら、判断する基準というのを一定客観的に設ける必要がございますので、例えば、警察とか、配偶者暴力相談支援センター、こども家庭センター、児童相談所、婦人相談所等の公的機関が作成した証明書等の写しを添付いただくとか、そういうことも想定しております。ただ、その他の理由として、特に我々がヒアリングする中で、町長が同等の事実と確認できると認める書類等が提出されましたら、そこは客観的に判断しまして、対象者にしていく方向で進めたいと考えております。

○坂原正勝議長 中原議員。

○中原 晶議員 寺田政策推進監に何度もお出ましいただいて申し訳ないんですけど、DV被害、またそれに準ずる実態があれば個別対応ということはよく分かりました。それで岬町は非常にいろんな面で、きめ細やかな事務を行っているとは私は日頃から思っていますので、それは努力していただけるんだろうと思っているんですけど、私が言ってるのは、その分野のことじゃなくて、個人個人に本来振り込まれるべきではなかろうかと、そのことを言っているんです。これはジェンダーの問題だったりするわけなんですけれど、世帯単位で見たときに、世帯の中で上下関係が生まれるということになるわけなんです。それが今、どうしても当たり前になってしまっているんですが、世帯員は世帯主の従属物ではありませんから、個人の尊重、尊厳ということを考えた場合に、こういった一つ一つの振り込まれる先がどうなのか。例えば、世帯で代表してこの人のところに振り込んでもらいましょうという話合いをしたのでここに振り込んでくださいだったら分かるんです。だけど今、世帯主ということで、基本的にはその世帯の中で一番の稼ぎ柱と言いますか、収入の多い方ということに基本的にはなりますけれど、そういう考え方は古いんですよ、正直言って、率直に言って。ですので、やっぱり岬町も新しい今の時代に、個人一人一人が大切にされるという考え方に基づく事務を進めるということ、こういった分野でも考えていっていただきたいなと思って問題提起してきたということなんです。うんと言ってくれてるのでご理解

はいただいたのかなど。ちょっと私の問題意識がどうもご理解いただけていなかったのかなと思ったので、改めて手を挙げさせていただきました。今回は世帯主にということなんでしょうけれど、今後、お金との見合いもありますから、単純にはいかないかもしれないんですが、やはり一つ一つの事務の執行において、これは今回だけのことじゃありません。全ての事務において、一人一人の尊厳が大切にされる事務の執行はどうあるべきかということは、皆さんにお考えいただくべきだと思いますので、そのことも併せて申し上げたいと思います。

○坂原正勝議長 ほかにございませんか。

谷崎議員。

○谷崎整史議員 岬町は子育てに非常に優しく、また高齢者も過ごしやすいまちということで、また、働く現役世代にも住みやすいまちとうたっておりますが、3ページ、4ページの説明資料を見ましたところ、4ページの層別は、18歳までが1,550人で総額3,100万円、19歳から64歳が6,890人で、3,445万円、65歳以上、高齢者層が5,730人で総額2,865万円となっております。層別でされているんですけども、子育て世代に対する支給は非常によろしいかと思うんですが、仕事をなくした後の65歳以上の高齢者層と働く世代の支給額が同額になっておりますが、これは何かいろいろ考えた末、予算内でやむなくとか、いろいろ理由が、理念的にどういうお考えでこういう数値設定になったのか、ちょっとご説明願いたいと思います。

○坂原正勝議長 寺田政策推進監。

○寺田まちづくり戦略室企画政策推進監 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

交付金の規模とか、対象人数、事務費等も踏まえまして、できるだけ多くの方に公平かつ速やかに届く水準として設定しております。特定の費目に限定せず、食料品とか光熱水費など、生活費の不足分に充当できる支援として位置づけております。

現役世代と高齢世代が一緒の額というところがございますが、全体の交付金の規模等を考えまして、公平という形で分担するような方向でスキームを構築したというところがございます。ご理解いただくようお願いいたします。

○坂原正勝議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 満場一致であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

○坂原正勝議長 日程第5、議案第3号「動産の取得について（住民情報システム）（追認）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 日程第5、議案第3号「動産の取得について（住民情報システム）（追認）」をご説明いたします。

提案理由といたしましては、議会の議決を経ずに行われた住民情報システム更新の取得について議会の追認を求めるものでございます。

取得の目的は、住民情報システム。

取得の方法は、所有権移転付賃貸借契約長期継続契約の期間満了後の無償譲渡。

契約年月日は、令和2年10月15日。

借入期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

取得日は、令和8年4月1日。

契約の方法は、制限付一般競争入札。

契約金額は、月額493万3,500円、うち消費税及び地方消費税の額44万8,500円。総額で2億9,601万円、うち消費税及び地方消費税の額2,691万円。

契約の相手方は、東京都港区西新橋1丁目3番1号、日立キャピタル株式会社、執行役安栄香純でございます。

岬町住民情報システムの概要についてご説明いたします。議案書に添付しております参考資料の住民情報システムの概要をご覧ください。

追認の理由は、令和2年10月15日に契約し、令和8年4月1日に取得する住民情報システムについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によ

り、予定価格700万円以上の動産の取得については、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに不動産の取得を行うこととなっていたため、追認の議決を求めるものでございます。

取得する財産の品目及び数量については記載のとおりでございます。

従来、町としましては、所有権移転付賃貸借契約として、リース契約満了後にリース物件を無償譲渡することを定めたリース契約は、議会の議決は不要であると認識しておりましたが、昨今、他の自治体で同様の契約において財産の取得に係る追認の議決を求めている事実を確認したことから、精査したところ、本契約はリース契約であっても、実質的には財産の割賦販売による買入れと解釈するのが適当と判断したものでございます。

このたび追認を求めることになったこととおわびするとともに、今後このようなことがないように、適正な事務処理に努めてまいり所存でございます。

以上が、動産の取得についての追認の内容でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 日程第5と日程第6については一括議題でございますので、引き続き、日程第6、議案第4号「動産の取得について（リモートデスクトップシステム）（追認）」について説明をお願いいたします。

南 大介君。

○南総務部理事 日程第6、議案第4号「動産の取得について（リモートデスクトップシステム）（追認）」をご説明いたします。

提案理由といたしましては、議会の議決を経ずに行われたリモートデスクトップシステムの取得について、議会の追認を求めるものでございます。

取得の目的は、リモートデスクトップシステム。

取得の方法は、所有権移転付賃貸借契約長期継続契約の期間満了後の無償譲渡。

契約年月日は、当初契約日が令和5年7月21日、変更契約日が令和5年10月17日。

借入期間は、令和5年11月1日から令和10年10月31日まで。

取得日は、令和10年11月1日。

契約の方法は、制限付一般競争入札。

契約金額のうち、当初契約金額は、月額55万円、うち消費税及び地方消費税の額5万円。総額で3,300万円、うち消費税及び地方消費税の額は300万円。変更後の契約金額は、月額5万1,450円、うち消費税及び地方消費税の額5万1,950円。総額で3,428万7,

000円、うち消費税及び地方消費税の額は311万7,000円。

契約の相手方は、大阪市中央区城見1丁目4番24号、NECキャピタルソリューション株式会社、関西支店長渡邊祐史でございます。

リモートデスクトップシステムの概要についてご説明いたします。議案書に添付しております参考資料のリモートデスクトップシステムの概要をご覧ください。

追認の理由は、令和5年7月21日に契約、令和5年10月17日に変更契約し令和10年11月1日に取得するリモートデスクトップシステムについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格700万円以上の動産の取得については議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに動産の取得を行うこととなっていたため、追認の議決を求めるものでございます。

取得する動産の品目及び数量については記載のとおりでございます。

契約変更の内容といたしましては、当初、学校分30台の更新は別途行う予定でございましたが、本契約と同じサーバーにインストールすることとなったことから、学校分30台を追加する変更を行ったものでございます。

なお、リモートデスクトップシステムとは、職員が職務上利用するパソコンにおいて、安全にインターネットを利用するためのシステムでございます。

本件も先ほどの案件と同じく、従来、町としましては、所有権移転付賃貸借契約として、リース契約満了後にリース物件を無償譲渡することを定めたリース契約は議会の議決は不要であると認識しておりましたが、昨今、他の自治体で同様の契約において、財産の取得に係る追認の議決を求めている事実を確認したことから、精査したところ、本契約は、リース契約であっても実質的には財産の割賦販売による買入れと解釈するのが適当と判断したものでございます。

このたび、追認を求めることになったことをおわびするとともに、今後このようなことがないよう、適正な事務処理に努めてまいる所存でございます。

以上が、動産の取得についての追認の内容でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 質問ではないんですけども、先ほどの説明で、変更後の契約金額、これが月額57万1,450円というところが、恐らく51万1,450円とおっしゃったかなと思うので、

訂正をしていただいたほうがいいのかと思います。

○坂原正勝議長 南理事。

○南総務部理事 失礼いたしました。

リモートデスクトップシステムの件でございますが、変更後の契約金額は、57万1,450円でございます。

訂正をよろしく願いいたします。

○坂原正勝議長 谷地議員、その件はそれでいいですか。

ほかに質疑ございますか。

中原議員。

○中原 晶議員 これ議案第3号と第4号は一括議題だから、この2つの議案合わせて3回までしか質問できないということですね。というて、そんなにいっぱい質問があるわけじゃないんですけども、それぞれの議案を調べるのに物すごく時間がかかりました。というのは、理由は、過去のものだからです。大体私たちに提案されるのは、これからこういうことをしようと思ってるんですけど、どないですかという提案が圧倒的じゃないですか。それが過去に契約したもの、購入したものについて追認してくださいと。事情については理解するんですけど、その過去の議論がどうやったのかなというのを調べるのに物すごく時間を要しまして、それで時間を要した割に、結局よく分からなかったなので、改めてお尋ねします。

まず議案第3号なんですが、この住民情報システムについては、議会の議決を経ずに行われた云々とあるんだけど、要は、そのときは議会の議決が必要なかったということですかね。それで、期間満了後の無償譲渡について議決が要するという判断になったということなのかなと、これも何回考えてもよく分からへんのですが、そういう理解でいいんですか、改めてお尋ねいたします。

それから、議会の議決を経ないということは、この住民情報システムのリースについては、どこでもなら議会で議論しているのかということになるわけなんです。それを事前に、今朝のことなんだけど、聞いたら、令和で言うと令和3年度の当初予算の中に入っておったとお聞きしたんです。ただ、その当初予算の議論の中では、これにまつわる議論は特になかったようで、住民情報システムの説明の中に、住民情報システムというのが出てくるのは、取りあえず2か所かなと私思って、予算書を見ていたんですけども、これに関わる予算書の中での説明はどこに該当するのかと、その中身について改めてご説明いただけるとありがたいなと、申し訳ないんですが、可能な範囲で結構ですので、お願いしたいと思います。

それから議案第4号についても同様に、私ら議会は限られた情報の中でいろんな判断をせなあ

かんわけですけれども、当初の契約、それから変更が行われてということで、何かこの議論のことが令和5年度中のことなのかなと思うんだけど、まずは令和5年度予算が出てきて、令和5年度中にそういう変更があってということなんですが、会議録を調べてみても、どこでどんな議論がされているのかがちょっと私には発見できませんで、取りあえず令和5年度予算に関わるのところになりましょうから、そのときの提案について、特にリモートデスクトップシステムという言葉については、令和5年度予算の中では見つけられませんでしたので、予算書のどこに該当するのかということをお聞きしておきたいなと思います。

○坂原正勝議長 答弁を求めます。

南理事。

○南総務部理事 中原議員のご質問にお答えします。

まず1点目、先ほど申しましたとおり、従来、町としましては、無償譲渡の所有権付リース契約につきましては、議会の議決が要る財産の取得に該当しないという考え方でございましたので、やっていなかったというところがございますが、本年度以降、昨今、他の自治体の状況を見ますと、中身を見て実質的な割賦販売に該当するのではないかというようなものについては、議会の議決の要る財産の取得であるというような解釈が多くございましたので、本年度からそういったものは議案の議決をしておるんですけども、過去の分につきましても、今回、追認の議案を上程させていただいたというところがございます。

次の件が、住民情報システムの説明でございますが、こちらにつきましては、令和3年度当初予算以降の当初予算で予算は計上させていただいているところがございます。特に個別の具体的な説明というのは議会ではさせていただいてないかなとは思いますが、こちらにつきましては、住民情報システムということで、岬町の住民情報の基幹システムですけども、住民票をベースにしました基幹システム、税であるとか、国民健康保険、介護保険、その他もろもろの住民に関するサービスを行うためのシステムの基幹システムの賃貸借料ということになっております。

もう1点のリモートデスクトップにつきましては、こちら令和5年度の予算のどこかというところのご質問がございましたので、もし令和5年度の予算書をお持ちでありましたら、その69ページの下から2つ目に、総務費、総務管理費、企画費の中の使用料及び賃借料の中に、地域情報化機器リース料969万3,000円というのがございます。こちらの中にリモートデスクトップシステムの賃貸借料が含まれているということがございますので、そのままの表現が入っていないということでややこしいかと思いますが、こちらに入っているということをご理解をよろしく願いいたします。

リモートデスクトップにつきましては、先ほど簡単に説明させていただきましたが、職員が職務上利用するパソコンにおいて、安全にインターネットを使用するためのシステムということで、リモートデスクトップということで、いわゆるパソコンでの遠隔操作のシステムになりまして、通常職員が使っておるパソコンにつきましては、インターネット回線とは切り離れた専用回線で通常業務を行っております、情報の漏えいとか、ウイルスからの対応をやっているところでございます。ただ、やはりインターネット回線を使えないと職務上いろいろ不便が生じますので、インターネットを使う場合につきましては、リモートデスクトップという形で遠隔操作を行って、職務上の専用回線から切り離れたインターネット回線を利用するためのシステムということで導入しているところでございます。

○坂原正勝議長 中原議員。

○中原 晶議員 細かい説明をありがとうございます。

住民情報システムについてなんですけど、私、さっき予算書で住民情報システムというのが出てくるのは2か所ほど発見したとお伝えしましたが、この予算書の歳出で、令和3年度で言いますと、予算書の歳出で出てくる住民情報システムという言葉が出てくるころの予算がこれに該当すると考えておいたらいいのでしょうか。その点についてもう一度お聞きできればと思います。

それから、リモートデスクトップシステムですけれども、これは先ほど説明いただいた予算書の中で、969万3,000円という予算の提案があったわけですが、その地域情報化機器リース料という中に含まれていると、このときは700万円を下回っていたと考えたらいいのか、もう一度お答えいただければと思います。お願いします。

○坂原正勝議長 間もなくお昼を回りますが、引き続き議事を続けたいと思いますので、よろしくお願いします。

答弁を求めます。

南理事。

○南総務部理事 中原議員の先ほどのご質問にお答えいたします。

まず、住民情報システムの令和3年度当時の予算書でございますが、こちらにつきましては、もし予算書がございましたら67ページの上のほう、13の使用料及び賃借料の中の上から2つ目、住民情報システムリース料5,726万3,000円、こちらがこの分の予算ということになっております。

それと、リモートデスクトップのほうですけれども、こちら令和5年度予算書の969万3,000円の中に、年間が700万円ぐらいでしたか。令和5年度につきましては、11月から契約

ということになりまして、約半年分ぐらいの予算を計上しているということで、このうち今回契約しております月額約半年分がここに計上されているというご理解をお願いいたします。

○坂原正勝議長 中原議員、よろしいですか。

中原議員。

○中原 晶議員 今後はこういう追認はなくなると、先日の議会運営委員会でお聞きしましたから、今回発生しているようなこういったやり取りはなくなるのであらうと思うんですけど、さっきお答えいただいた住民情報システムのリース料、これがイコール今回の追認の中身ということなのでしょうか。5,726万3,000円、これはリース料だから、別にこの金額でも議会の議決とか、個別でそういうものは要らないということなのか、何かちょっと理解がうまくできないのですが、私の言っている意味は分かりますか。議会の議決が必要な契約とか、西総務部長、よう分かるように説明してくれはる。私の頭がこんがらがっている意味分かりますやろう。よろしくをお願いします。

○坂原正勝議長 西総務部長。

○西総務部長 本件につきましては、我々の事務的な手続上の問題がありまして大変申し訳ありませんでした。

先ほどから、南よりご説明させていただいているように、本町の条例では、予定価格が700万円以上の財産もしくは動産の買入れを行う場合に議会の議決を得ることになっております。賃貸借契約につきましては条例の対象となっておらず、必要な予算につきましては、先ほどありましたように、毎年度の予算として計上して、債務負担行為なども行いながら議会の審査をいただいているところでございます。

契約期間満了後の無償譲渡につきましては、付随的なものであり、実態は純粋な賃貸であることから、これまで議会の議決をいただく契約と判断していなかったというところでございます。

一昨年の指導書の教科書の財産購入の件の議会漏れを受けまして、財産に係る議決対象を含めて改めて検討を行う中で、賃貸借期間満了後に無償譲渡を明記した契約については、リースという名目での分割払いによる財産の取得に当たるのではという検討に至り、他の団体でも同様の無償譲渡を行う場合は議会の議決をいただいている事例があったことから、議会の判断をいただくことが適切と判断いたしまして、昨年から提案をさせていただいたところです。

その中で、昨年の12月に、審議の中で過去の契約のお話がありましたので、改めまして入札につきましては総務課で実施しておりますので、過去5年間の調査を行ったところ、2件の議決漏れを見つけましたので、今回、追認という形でご提案をさせていただいたところでござい

す。万一、同様の事例が判明した場合は、引き続き、速やかに議会にご報告をさせていただき、適切な対応を講じてまいりたいと考えてございます。

それで、先ほどからの予定価格700万円の考え方ですけれども、予算に計上しているのは、1年分のリースの金額でございます。予定価格700万円の考え方については、契約のトータルとして捉えますので、1年間の部分ではなくて、5年間の総トータルの契約が幾らかということと判断することになりますので、各年度の予算においては700万円を切るということもございませぬけれども、トータルで700万円を超えている場合は、議決の対象と判断されるということとご理解をいただければと思います。

○坂原正勝議長 ほかに質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 私からもちょっとお伺いしたいんですけども、まず、今回この2件、動産の取得の経緯については、リース契約満了後の無償譲渡で、そこは一定町の財産になるというところで、議会の議決が必要というところでの追認とご説明もありましたように認識しているんですけども、そこで1点気になるのが、それぞれの取得品目及び数量のところ、ソフトウェア一式と書いていらっしゃるんです。ソフトウェアというのは、これは動産になるのかと一つ疑問に思っています、先ほど西部長から説明があったとおり、財産及び動産の取得のときに議決が必要というところで、ほかの議会では財産と書いているところもあるんです。なので、動産という表現が適切なのかという点。

あと今回、こういったシステム系のリース満了後、当然、ハードウェアに関しては、その後、無償譲渡という形にはなると思うんですけども、ソフトウェアについては、製品によるのかもしれないんですけども、基本的にはライセンスで、リースされている期間だけ使用できるというものもあると思うんです。であったときに、リース満了後にソフトウェアも無償譲渡されているというところが実態と合っているかどうか。これがもしもリース期間だけ使用できるというものであれば、多分、ソフトウェアは無償譲渡の対象になっていないんじゃないかなと思うので、実際、これは財産と動産というところに対する考え方と、あとはソフトウェアが本当にリース満了後に取得という扱いとして適切かどうかという点について回答をお願いします。

○坂原正勝議長 答弁を求めます。

デジタル推進課長、光岡智彦君。

○光岡デジタル推進課長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、ソフトウェアにつきましては、動産でよいのかという疑問点が出てま

いますけれども、おっしゃるとおり、ライセンスで期間限定のようなもので消費されていくものもございます。一方で、固定的に一回買い切りのソフトウェアもございまして、そのようなものについては動産の対象になると考えており、そのようなものが住民情報システム、リモートデスクトップシステムのいずれにもございますので、いずれにもソフトウェア一式と書かせていただいているという状況でございます。よろしく申し上げます。

○坂原正勝議長 西総務部長。

○西総務部長 谷地議員のご質問の件でございますけれども、この内容については、契約につきましては、この契約全部一式という考え方でございますので、当然この中には対象にならない部分も入りますけれども、契約としては、あくまでも一式の契約の中で対象となるというご理解をいただければと思います。

それと、ソフトウェアについては、買取りの契約というのもございますので、その辺り、先ほど光岡が説明した内容になってくるかと思っておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

○坂原正勝議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 ソフトウェア一式が書いているところに関しては、ライセンスだけではなく、買い切りの製品もあるというところで、実際取得されているというところに記載されていると理解しました。

もう一度改めて伺いたいんですけれども、ソフトウェアというのは、これは動産という扱いになるんですか。無形固定資産というところを考えたら、恐らくこの取得品目でソフトウェアが無形固定資産で動産とは違うとなったら、それぞれが動産じゃないものが入っているとなったら、議案名としては財産のほうがいいんじゃないかなと単純に思うんですけれども、その辺の考えについても教えていただければと思います。

○坂原正勝議長 西総務部長。

○西総務部長 先ほど答弁漏れをしておりました。

動産の取得という議案の名称なんですけれども、本町の場合、工事の場合は工事請負契約という名称、そのほかの資産の購入については動産の取得という名称で統一して議案名をつくっているということになってまいりますので、その中には動産もあれば、物品の財産の購入もあるとご理解いただければと思います。

○坂原正勝議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第3号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 満場一致であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第4号を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 満場一致であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全て議了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和8年第1回岬町議会臨時会を閉会します。慎重審議ありがとうございました。

(午後 0時05分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和8年2月12日

岬町議会

議 長 坂 原 正 勝

議 員 大 里 武 智

議 員 中 原 晶